

国民年金保険料免除の特例について

新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少した人は、簡易申告の方法による国民年金保険料の免除申請を行うことができます。

対象者 次の要件すべてに該当する人

- ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった人
- ②①の収入減により当年中の所得見込額が国民年金保険料の免除納付猶予に該当することが見込まれる人

所得の確認方法 収入減少の理由および減収後の当年中の所得の見込みについて簡易な申し立てを行う必要があります。

免除期間 令和2年2月分から6月分まで
※7月から翌年6月までは、改めて申請が必要となります。

問い合わせ 糸満市役所市民課国民年金係 ☎840-8125

国民健康保険の傷病手当金について

国民健康保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている人)が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり新型コロナウイルスの感染が疑われたことによる療養を行った場合、当該療養期間中に仕事ができなかった期間の傷病手当を支給する制度ができました。傷病手当を受けるためには申請が必要です。申請を希望される場合は、必ず事前に国民健康保険課に電話で問い合わせてください。

対象者 次の要件すべてに該当する人

- ①糸満市国民健康保険の被保険者
- ②勤め先から給与の支払いを受けている人(被用者)
- ③新型コロナウイルス感染症に感染または新型コロナウイルスの感染が疑われたことによる療養を行い、当該療養のため労務に服することができなかった人

支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
※給与などの全部または一部を受けとることができる場合は、支給額が調整または支給されない場合があります。

適用期間 令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで

問い合わせ 糸満市役所国民健康保険課給付係 ☎840-8127

水道料金などの支払い猶予および上水道料金の減免

水道料金等の支払い猶予 ➡ 申請に基づき支払いが3カ月猶予されます!!

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少しているなど、一時的に水道料金および下水道使用料の支払いが困難となっている人を対象に、水道料金および下水道使用料の支払期限を猶予します。支払いの猶予にあたっては申請手続きが必要になるので、糸満市のホームページまたは水道部総務課から申請用紙を取得し、提出してください。

対象例

個人 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、給与の減収、解雇・離職、生活福祉資金貸付決定、そのほか収入減があった人
※申請書とあわせて給与明細、離職票、貸付決定通知書などといった証明資料の提出が必要です。

事業所 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、業績の減収、倒産、従業員の感染休業、国県等融資認定、そのほか収入減があった事業所

申請および問い合わせ 糸満市水道部総務課水道業務係 ☎995-2456

上水道料金の減免 ➡ 申請手続きは一切不要です!!

糸満市では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の「緊急事態宣言」を受け、経済的影響を受けている個人および事業者の支援策として、上水道料金の基本料金を3カ月間減免(半額)します。

減免期間 令和2年7月納付分から9月納付分までの3カ月(6月検針分から8月検針分まで)

問い合わせ 糸満市水道部総務課水道業務係 ☎995-2456

市税などの納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症による影響で市税などを一時的に納付することが困難な人に納付を猶予する制度があります。納付が困難な場合は担当課まで問い合わせしてください。

税（または保険料）	担当課	問い合わせ先
市県民税・固定資産税 軽自動車税・法人市民税等	税務課収納係	☎840-8129
国民健康保険税	国民健康保険課保険税係	☎840-8127
後期高齢者医療保険料	国民健康保険課長寿医療係	☎840-8127
介護保険料	介護長寿課管理係	☎840-8133